

西村あさひ法律事務所

EU: データ関連の欧州司法裁判所判決の最新動向(4)(雇用関連のデータ処理を規定した国内法の適用可能性について、GDPR88 条 1 項 2 項の解釈が示された事例)

ヨーロッパ/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2023 年 5 月 24 日号

執筆者:

E-mail✉ [石川 智也](#)E-mail✉ [菅 悠人](#)E-mail✉ [小出 草広](#)E-mail✉ [水谷 有希](#)

GDPR88 条 1 項は、雇用関連の個人データの処理について、加盟国がより具体的な国内法を定められる旨を規定している。ドイツは、GDPR88 条に基づく法律を制定している加盟国の一つであるが、その規定が GDPR88 条に規定された要件に適合しているか疑問視されていた¹。欧州司法裁判所は、2023 年 3 月 30 日、ドイツのヘッセン州のデータ保護法が、GDPR88 条 1 項 2 項が指す具体的な規定を含まず、GDPR の要件を満たさないため、雇用における個人データの処理の適法性根拠としては利用できない旨判示した²(以下、「本判決」という)。本判決は GDPR88 条に関する初の欧州司法裁判所の先決裁定である。ドイツにおいては、民間部門の雇用関係等において類似する性質の規定を設けた他の法令も存在することから、本判決の判断を前提とすると、その影響はヘッセン州のデータ保護法にとどまらない可能性がある。以下、本判決の概要を紹介する。

1. 事案の概要・欧州司法裁判所への付託事項

事案の概要は以下のとおりである。新型コロナウイルスの流行下で、ヘッセン州では学校教育の特別法が施行され、教室から授業に参加できない生徒がビデオ会議によるライブ配信により授業に出席できるようになった。その際、生徒の同意(未成年の場合は、保護者の同意)に基づいてのみ、ビデオ会議の接続が許可される旨規定されていたが、教師の同意については規定されていなかった(パラ 14)。ヘッセン州教育文化省内の委員会の一つが、ビデオ会議による授業のライブ配信が教員の同意を要件としていないことは適切でないとして、ヴァイスバーデンの行政裁判所に提訴した(パラ 15)。これに対し、被告のヘッセン州教育文科省は、ヘッセン州のデータ保護と自由に関する法律(Law on data protection and freedom of the Land Hessen (以下、「HDSIG」という))23 項(1)第 1 文³に基づき、教員の同意に依拠することなく、ビデオ会議による授業のライブ配信における個人データの処理ができると主張した(パラ 16)。

ヴァイスバーデンの行政裁判所は、契約の履行のために必要な処理は GDPR6 条 1 項(b)(契約の履行)において既に規定されていることから、同様に「必要性」に依拠する HDSIG の規定は、より具体的な規定を求める GDPR88 条 2 項の要件を満たさないこと、また、契約の履行のために必ずしも必要のない処理を HDSIG に依拠して行う場合には、GDPR6 条 1 項(f)(正当な利益)に依拠する場合に照らし、データ主体の基本的な権利及び自由との比較衡量が要求されなければ、GDPR88 条 1 項 2 項が指す具体的な規定とみなされないこと等を指摘した。その上で、下記の事項を欧州司法裁判所に付託した(パラ 18、19、21)。

- GDPR88 条 1 項が規定する雇用の文脈における従業員の個人データの処理に関する権利及び自由の保護を確保するための「より具体的な規則(more specific rules)」となるためには、GDPR88 条 2 項の要件を満たさなければならないか。

¹ <https://europeanlawblog.eu/2022/09/30/the-need-for-employee-specific-data-protection-law-potential-lessons-from-germany-for-the-eu/>

² Case C-34/21, Hauptpersonalrat der Lehrerinnen und Lehrer beim Hessischen Kultusministerium v Minister des Hessischen Kultusministeriums als Dienststellenleiter, ECLI:EU:C:2023:270 (March. 30, 2023)

³ “Personal data of employees may be processed for the purposes of an employment relationship where this is necessary for the decision on the establishment of an employment relationship or, after the establishment of the employment relationship, for the implementation, termination or administration of that relationship, and for the implementation of internal planning, organisational, social and personnel measures.”と規定しており、雇用の文脈における個人データの処理を広くカバーする内容となっている。

- 国内法が GDPR88 条 2 項の要件を満たさない場合であっても、当該国内法を個人データの処理の適法性根拠として利用することはできるか。

2. 欧州司法裁判所による先決裁定

欧州司法裁判所は、上記付託事項を受け、下記のとおり判断を下した。

- 加盟国の国内法が、GDPR88 条 2 項の要件を満たさない場合、GDPR88 条 1 項の「より具体的な規則」を構成しない(パラ 75)。
- 国内法が、GDPR88 条 1 項 2 項に規定されている条件及び制限に適合しない場合、GDPR6 条 3 項に規定されている法的根拠を構成しない限り、処理の適法性根拠との関係で、かかる国内法の規定は無視されなければならない(パラ 89)。

上記先決裁定に至る理由中の判断では、以下の考察が展開されている。

- GDPR88 条 2 項は、同条 1 項に基づき「より具体的な規則」を採用しようとする加盟国の裁量を制限するものである。「より具体的な規則」と認められるには、単に GDPR88 条 1 項の規定を引き写したような規定では不十分であり、従業員の権利及び自由を保護し、データ主体の尊厳、正当な利益及び基本権を保護するための具体的な措置を設けるものでなければならない(パラ 65)。
- 問題となっている規定が GDPR88 条に規定する条件及び制限に適合する「より具体的な規則」でない場合、雇用関連の個人データの処理は、GDPR 上の適法性根拠を充足する必要があり、本件では GDPR6 条 1 項(c)(法的義務の遵守)及び(e)(公的利益)の適用を検討する余地がある(パラ 84、85)。

3. 実務への示唆・コメント

本判決は、公的部門でのデータ保護について規定した HDSIG23 項(1)第 1 文を個人データの処理の適法性根拠として利用する可能性を否定したが、類似する性質を有する他の法令にもその影響が及ぶ可能性がある。例えば、民間部門の雇用関係におけるデータ保護について規定した連邦データ保護法(Federal Data Protection Act⁴(以下、「BDSG」という))26 条 1 項についても、GDPR88 条の「より具体的な規則」に該当せず、個人データの処理の適法性根拠として利用できないのではないかという懸念が生じ得る。ハンブルクのデータ保護当局は、本判決を受けて、BDSG26 条についても GDPR88 条との関係で適法性根拠として利用できない可能性がある旨指摘した上で、雇用関連の個人データの処理に関する新たな法的枠組みの構築の重要性を指摘し、立法に向けた行動をとることを約束する声明を出している⁵。このような状況を踏まえると、今後、本判決を踏まえて、少なくともドイツでは、ヘッセン州の教育機関に限らず、新たな対応を迫られる事業者が出てくる可能性が相当にあると思われる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

⁴ https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_bdsq/

⁵ https://datenschutz-hamburg.de/pages/EuGH_HDSIG/